

# クレジットカード特約

(実施 平13.3.1 /改正 平25.1.4)

## 第1条 特約の付加

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
- この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
- 指定クレジットカードが有効であり、かつ保険料が指定クレジットカードの利用限度額以下であること（以下「指定クレジットカードの有効性等」といいます。）
- 保険契約者は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人\*1と同一人であること

## 第2条 契約成立日

- この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時\*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時\*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由\*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時\*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

## 第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、クレジットカード保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

## 第4条 保険料の払込み

- 第2回以後の保険料は、指定クレジットカードにより払い込むことを必要とします。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認し、取扱カード会社に保険料を請求した時をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
- 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

## 第5条 指定クレジットカードの有効性等が確認できない場合の取扱い

- 指定クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。
- 本条の1.の場合、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）に変更するまでの未払込保険料を普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

## 第1条 補足説明

- \*1 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

## 第2条 補足説明

- \*1 責任開始の時

次の(1)から(6)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- 無配当がん医療保険契約
- 無配当新がん医療保険契約
- 無配当生活習慣病保険契約
- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

- \*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

(1) 次の①から⑥の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

(2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

特約

クレジットカード特約

## 第6条 指定クレジットカードの変更

1. 保険契約者が指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社に申し出ることを必要とします。
2. 取扱カード会社が保険料の指定クレジットカードによる支払いの取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。

## 第7条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

## 第8条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

## 第9条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日\*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当て、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当金額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を保険契約者に支払います。

## 第10条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。
  - (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
  - (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
  - (3) 第6条（指定クレジットカードの変更）に規定する諸変更の際に、その変更手続が行われないまま指定クレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
  - (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
  - (5) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき
2. 本条の1. -(1)から(4)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

## 第11条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

## 第9条 補足説明

### \* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

**第12条** 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

**第13条** 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の1. - (1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の1. - (4)を次のとおり読み替えます。
  - (4) 第2保険期間が開始するとき

**第14条** 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

1. この特約を複数の指定契約\*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約\*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定クレジットカードから各指定契約\*1の保険料相当額の合計を払い込む取扱いを行います。

- (1) 各指定契約\*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約\*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約\*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約\*1に付加すること
- (3) 各指定契約\*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約\*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約\*1の指定クレジットカードが同一であること

2. 本条の1. の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約\*1については、以後、本条の1. の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約\*1について指定クレジットカードの変更があったときは、以後、本条の1. - (4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1. の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の2. を次のとおり読み替えます。
  2. 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約\*3の保険料相当額を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。

**第14条** 補足説明**\*1 複数の指定契約**

保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

**\*2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約**

本条の1. において「被指定契約」といいます。

**\*3 2件以上の保険契約**

第14条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1. の取扱いを行う各指定契約\*1については、合わせて1件の保険契約とみなします。